

## 会 議 録

会 議 名	令和2年度第2回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>議題</p> <p>1 第6期野田市障がい福祉計画・第2期野田市障がい児福祉計画（素案）について</p> <p>2 日中サービス支援型共同生活援助の「報告・評価」結果について</p> <p>3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置（案）について</p>
日 時	令和2年11月2日（月） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所	野田市役所高層棟8階 大会議室
出 席 委 員	会長 加藤 満子、副会長 高峰 啓三、海老原 孝雄、柄澤 隆一、清本 健二郎、小林 公平、小俣 文宣、金剛寺 守、鈴木 恵太、鈴木 ひとみ、須田 光浩、清宮 絹江、田中 洋介、中野 徹也、並木 徹、野村 祐一、張替 初美、増田 雅樹、松浦 雅子、宮崎 英雄、山田 桂一、山本 茂、吉岡 靖二、渡邊 宏治
欠 席 委 員	荒木 なおみ、池田 亜由美、太田 義則、大野 祐子、岡田 吉郎
事 務 局 等	小林 智彦（障がい者支援課長）、伊原 誠宏（障がい者支援課課長補佐兼計画係長）、山崎 優（障がい者支援課相談支援係長）、森本 晃司（障がい者支援課計画係主査）、日下 水樹（障がい者支援課計画係主任主事）、山崎 淳美（障がい者支援課計画係主事）
傍 聴 者	無し
議 事	令和2年度第2回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

障がい者支援課課長補佐	<p>令和2年11月2日午後1時30分開会。事務局から新型コロナウイルス感染症対策について説明後、会議録作成のためICレコーダーにより録音することで了承を得る。</p> <p>事務局から委員の変更及び欠席の紹介を実施する。</p>
鈴木 ひとみ委員	<p>&lt;新任委員挨拶&gt;</p>
障がい者支援課課長補佐 加藤 満子会長	<p>協議会設置要綱第6条の規定により議長は会長が当たるとされているため以降の議事進行を依頼する。</p> <p>手話の普及促進のため手話通訳者による手話学習を実施する。</p>
手話通訳者	<p>&lt;手話による「手話」で「コミュニケーション」・「できる」・「できない」の紹介&gt;</p>
加藤 満子会長	<p>協議会委員の出席について、30名の委員中、25名の委員が出席し、半数以上の出席があることから、協議会設置要綱第6条第2項により、本日の協議会の成立を報告する。</p> <p>会議の公開について、個人情報などの不開示情報を取り扱うことがないことから原則公開とするとともに本日の傍聴希望がないことを併せて報告する。</p>
加藤 満子会長	<p><b>【議題1 第6期野田市障がい福祉計画及び第2期野田市障がい児福祉計画（素案）について】</b></p> <p>議題1の第6期野田市障がい福祉計画及び第2期野田市障がい児福祉計画（素案）について、事務局から説明願う。</p>
障がい者支援課課長補佐	<p>&lt;資料に沿って説明&gt;</p>
加藤 満子会長	<p>18ページの(ウ)の一番下の重度障害者等包括支援の見込み量がゼロとした根拠を教示願う。東京都や他市において、強度行動障がいのある人の支援をヘルパーが行うという動きが少しずつだが広がりつつある。強度行動障がいのある人のグループホームへの入居が難しいという問題が生じているため、そのような支援がなされつつあるが市の考えを伺う。</p>
障がい者支援課長	<p>重度障害者等包括支援については、事業を実施しないということではなく、必要性を見極めながら施策を進めるためのものなので、理解願いたい。</p> <p>また強度行動障がいの件については、福祉計画を含めた今後の国の施策において、障がいのある人の地域での共生という目標の中で、まず何が必要なのか、特に障害福祉サービスでは限界とも言うべきか、できることとできないことが明確な部分がある。その中で何ができるのか見極めていきたいと考えている。</p> <p>特に、施策の第一歩として、千葉県が今年度から開始した暮</p>

<p>小林 公平委員</p>	<p>らしの場支援会議も参考にしながら、事業を前向きに進めている状況である。今後いろいろな検討を重ねながら、たとえ計画になくても必要であれば、事業を進めていきたいと考えている。</p> <p>32 ページの発達障がいについて、こだま学園の現状を鑑みるに、保健センターも関わることだが、発達障がいのある人の保護者等に対してペアレントメンター、ペアレントトレーニングを実施するのは有益である。</p> <p>早期発見、早期療育に携わっているが、33 ページに各種の研修、講習案内及び県内のピアサポート活動の情報提供とあるものの、障がいを受け入れた保護者への情報提供も大切だが、保健センターの検診のときに心理士が、保護者の障がいの受容から始めている中でこそ保健センターによるものを含め、子どもの発達障がいと認めていない、発達障がいを受容していない中で、どのようにペアレントメンターを関与させるのかが重要である。</p> <p>ペアレントメンターの研修を受けることは素晴らしいが、ペアレントメンターをどのように運用していくかの次の課題ではないか。</p> <p>また、36 ページのサービスの見込み量において児童発達支援及び放課後等デイサービスの実人数と延べ人数の実績が伸びているが、野田市の人口が伸びていないのであれば、出生率との関係を考慮してサービス量を検討すべきではないか。</p> <p>こだま学園でも早期外来療育という外来相談を実施しているが、障がい児の出生率は、統計的に分かるのに、何でも障害福祉サービスを提供してしまうことが全国的な問題になっている。発達障がいという言葉だけが先に出て、子どもは障がいだからと障害福祉サービスを受けるように推進してしまうことはとても危険である。障がいがない人も相談に来ることが多いので、受給者数の増加とサービスの向上が繋がるという考えは少し危険かと思う。</p>
<p>障がい者支援課長</p>	<p>最初の質問にあった発達障がいに対する支援のペアレントトレーニングは、まだ市で具体的に実施していない項目である。ペアレントメンターの人数については、子ども支援室で1名を確保するという計画になっている。</p> <p>また、小林委員から御指摘のあった自分の子どもの障がいという部分を受容できるかについては、本当に大事な部分で特に発達障がいについては、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正後の新しいサービスができたときには、まだ受容という部分がなかったです。平成27年に子ども支援室ができ、まず受容から始めるということで、1歳6か月検診とか、研修の中でいろいろな施策の中で保護者に受容してもらうことにより急激に支援が増加したという実績がある。</p> <p>ある意味では非常に実績が伸びたということは、それだけ早期発見、早期療育ができたと認識しているが、発達障がいとい</p>

	<p>う言葉が広く浸透してきており、需要が増えてくると本当に必要な支援が何か考える次の段階にきていると考えている。</p> <p>特に国でも放課後等デイサービスが療育の場ではなく、預かりの場となっているという部分で、質の向上というのが非常にうたわれている。</p> <p>我々も今、サービスの利用者は増加しているが、実際の人口とか出生率は増加しておらず、人口はほぼ横ばいになっている状況である。障がいに関しては、割合がどこの市町村も全国的に同様の水準の中で、どの支援が必要なのかということは、我々の非常に大きな課題となる。来年度以降も質の向上について、計画に改めて記載しているが、質の向上をどのように図るのかについて検討を進めている。小林委員の御指摘のとおり、ただサービスを支給すればいいということではなく、どのようなサービスが本当に必要かという部分を見極める時代が来ていると考えている。</p>
<p>吉岡 靖二委員</p>	<p>御承知のように高齢者の人生 100 年時代と言われるような状況の中で今回の見込み量が人口動態と合致していないのではないかと。私たち聴覚障がいのある人は、高齢者の難聴ということについて、考慮すべきではないかと考えている。テレビなどでは、2025 年に 5 人に 1 人が、認知症になると言われているが、難聴が認知症のリスク要因となっていることから人口動態なども勘案した施策を考えてほしいと思う。</p> <p>また、先ほど説明のあった聴覚障がいのある人の関わりでは、4 月に野田市手話言語条例が施行され手話に関する計画はあるが、情報コミュニケーション障がいのある人、特に高齢難聴者に対する施策が全く出てこない。身近な問題として思いをくみ取って、数値目標を立ててほしい。</p>
<p>障がい者支援課長</p>	<p>吉岡委員の御指摘のとおり、高齢化率は野田市では 30% を超えており、3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という状況で、障がいの分野についても、例えば、身体障害者手帳の所持者数を見ると、65 歳以上が 7 割を超えている。当然サービスについても年齢的に考えれば、65 歳以上の方が介護保険のいろいろなサービスを利用していると思われる。介護保険法と障害者総合支援法は別の法律であるが、繋がっていかねばならない法律だと考えている。障がいの分野に関しても高齢者の介護保険の分野にしても、以前は障がい者施設では障がいの事業しかできなかったが、現在は障がい者施設でも介護の事業ができる。介護事業所であっても、介護あるいは障がい両方のサービスができるということで、だんだんと相互の垣根が低くなっている。本日、介護保険課長も委員として出席しているが、やはりお互いに検討する必要がある。</p> <p>また、吉岡委員の御意見として高齢化に伴う数値目標の部分については、直近 3 年間は当然考慮するが、大きな流れとして、障がい者基本計画があり、より広い方向性をこちらの計画の中</p>

<p>小俣 文宣委員</p> <p>障がい者支援課長</p>	<p>で定めていきたいと考えている。</p> <p>もう一点、吉岡委員から御指摘のあった野田市手話言語条例については、手話を言語として認めるという手話に関する条例である。この後、協議会でも議題にも挙げているが、意思疎通支援を必要とする障がいのある人が、いつでも、情報を得られて、意思疎通の支援ができるための条例を現在審議している。この条例では、中途障がいのある人あるいは難聴の人、とにかく情報が得られない、障がい者手帳の有無によらずふだんの生活で、障壁がある人に対して施策を行っていくことを掲げている。こちらの条例の中で吉岡委員の御意見にもあった施策を今後進めていきたいと考えている。</p>
<p>障がい者支援課長</p> <p>柄澤 隆一委員</p>	<p>33 ページに（５）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、既に実務者会議及び代表者会議が何回か持たれてきて、こういう形になったはずだが、どのように考えて各１人ずつと目標値を設定したのかについて伺いたい。</p> <p>御質問にあった精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの詳細については、この後の議題で挙げているが、人数については、目標設定に苦慮したところである。御指摘の実務者会議及び代表者会議については、市も出席しているが、その中の実績や課題を考慮したが、やはり簡単に入院している人が地域に移行するための住居、就労機会を確保するのは、なかなか難しい。このような課題があることから、地域包括ケアシステムの協議の場を設けて、検討していきたいという状況である。</p> <p>その中で、数字を毎年５人ずつとか設定するのは、現実的ではなく、実際には、初めに１人、それが成功したら、次にもう１人という形で、どこの市町村もまだ実施できているところが少ない状況のため、実績を見極めながら事業を進めていくために今回は目標値を１人と設定した。</p>
<p>障がい者支援課長</p>	<p>障がいのある人の就労について、20 ページの就労移行支援の利用者を今後３年間で月に約 50 人と想定しているが、14 ページ中の就労移行支援の利用者が一般に就労する人数は 28 人としている。市内に就労移行支援事業所が定員 20 人のところが 1 か所という現状下で、他市の事業所を利用される方が多いと見込まれていると思うが、どこまで目標を達成できるのか。</p> <p>また、就労継続支援 A 型及び B 型は今回、目標値の中に、それぞれ個別に設定しているが、こちらの数値は障害者就業・生活支援センターは一とふるの数値と比較してもかなり現実的な数値だと思うので、就労移行支援から就職される人がよりアンバランスに思われるので説明願いたい。</p> <p>就労移行支援事業については、14 ページの考え方とおおり、国の基本指針として令和元年度実績 14 人の 1.3 倍を目標値とすること及び現計画の未達成値を加えて 28 人と設定した。就労移行支援の利用者数については、市外事業所の利用者を含み全体として約 50 人と設定した。柄澤委員の御指摘の非常に難しいと</p>

加藤 満子会長	<p>いう部分では、確かにコロナ禍でもあり達成は難しい状況にあるが、この数字を達成することに向けて取り組みたいと考えている。</p>
加藤 満子会長	<p>ほかに御意見、御質問がないようなので議題1の議事を終了する。本日の意見を策定の段階で取り入れるように願う。</p>
加藤 満子会長	<p>【議題2 日中サービス支援型共同生活援助の「報告・評価」結果について】</p>
相談支援係長	<p>議題2に移る。議題2の日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価の結果について、事務局から説明願う。</p>
加藤 満子会長	<p>&lt;資料に沿って説明&gt;</p>
障がい者支援課長	<p>すぐに資料に目を通すのは難しいので、私から質問する。報告書の最後のページの短期入所について、精神障がいのある人が緊急時に利用できる短期入所事業所が少ないため評価できるとしているが、この評価できるという部分について、女性だけの受入れで妥当なのか疑問に思う。今後、男性であっても緊急に短期入所できるように要望することで検討できないか。</p>
加藤 満子会長	<p>確かに現在は女性の方のみの対応と聞いている。加藤会長の御意見では評価を削除した上で、今後男性の受入れの検討を要望するという事によろしいか。</p>
小俣 文宣委員	<p>精神障がいに関する事なので、小俣委員にも御意見を伺いたい。</p>
加藤 満子会長	<p>精神障がいのある人については、女性よりも男性の方が問題を起こすことが多いので、女性のみとしない方が良いと思われる。</p>
障がい者支援課長	<p>市内の現状をしっかりと把握した上で、今の小俣委員の御意見なども踏まえて対応するように願う。</p>
加藤 満子会長	<p>確認だが、こちらは評価とせず、今の御意見を事務局で取りまとめた上で、要望として記載するという事によろしいか。</p>
障がい者支援課課長補佐	<p>そのように願いたい。話は変わるが、来年度の報告・評価シート（案）の変更点について、事務局から説明願う。</p>
吉岡 靖二委員	<p>前回の協議会において、従前の報告・評価シートでは利用者の実態がよくわからないとの御意見及び設立目的などの趣旨がわからないと評価できないという御意見を受けたため、それらを反映するために、来年度からの評価シートから、資料の9その他の項目を追加し、来年度の評価から活用をするものである。</p>
障がい者支援課長	<p>また、まだ不足する部分があれば、検討の上で追加することも可能であることから、来年度の評価についてはこちらを用いて進めようとするものである。</p> <p>いじめや虐待の報告はなかったのか。</p> <p>こちらの事業所での虐待報告は受けていない。なお、虐待については、後ほど、今年度の虐待を報告する予定であるが、施</p>

<p>加藤 満子会長</p>	<p>設内での虐待に関する通報は、数件あったものの、それを虐待だと認定した事例はない。</p> <p>本協議会の専門部会として権利擁護部会を設置していることから、その中で障がい者虐待防止あるいは障がい者差別解消について、今後も啓発をしていきたい。</p> <p>吉岡委員の御意見を鑑み、この報告・評価シートの中に、職員一同に権利擁護に関する研修などを実施しているかについて回答してもらうのはいかがか。</p>
<p>中野 徹也委員</p>	<p>権利擁護部会の部会長である中野委員に御意見を伺いたい。</p> <p>権利擁護、虐待に関する職員への研修について、特にグループホームでは職員の人数が極端に少なくなる時間があると思われるので、会長の御意見のとおり研修の実施が具体的に明記される報告があればそれも分かりやすいので、私からもそのように願いたい。</p>
<p>加藤 満子会長</p> <p>障がい者支援課長</p>	<p>その他の項目に含めるといった方法でも大丈夫ですので事務局の考えを伺いたい。</p> <p>確かに権利擁護に関する研修などの項目があれば、非常に分かりやすいと思うが、委員各位に協議願いたいのは、その項目を入れた場合、権利擁護に限らず種々の研修を含めると情報量が増えてしまう。それらの項目については、来年度に事業者から説明を願う際に直接、質問する方法もあると思うが、いかがか。</p>
<p>加藤 満子会長</p>	<p>報告・評価シートに記載しないのでは、責任感が下がると思うので、その他の項目に入れてもいいと思うが、人権・男女共同参画推進課の宮崎委員の御意見を伺う。</p>
<p>宮崎 英雄委員</p>	<p>記入量が増えて大変かもしれないが、会長の御意見のとおり、記載することにより責任を持って取り組むのではないかと考えられる。</p>
<p>障がい者支援課長</p>	<p>委員各位からの御意見では記載した方がいいとのことなので、項目9その他の中に職員研修という項目を設けて、その中に虐待、権利擁護、職員のスキルアップ又はその他支援についての研修の欄を設けたい。案の作成については事務局が行う。</p>
<p>加藤 満子会長</p>	<p>貴重な御意見を得たところで、内容、記載方法などを修正する場合の最終的な確認については会長に一任とし、その上で事業者及び千葉県へ報告するという事で異議はないか。</p> <p>=異議無し=</p>
<p>加藤 満子会長</p>	<p>異議なしということで、議題2を終了する。</p>
<p>加藤 満子会長</p>	<p><b>【議題3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置（案）について】</b></p> <p>議題3の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置（案）について、事務局から説明願</p>

	う。
障がい者支援課長	<資料に沿って説明>
加藤 満子会長	ただ今の説明に御意見などはないか。
	=質問無し=
加藤 満子会長	それでは、議題3の議事を終了する。より一層、精神障がいのある人たちのための施策の推進を願いたい。
	<b>【その他】</b>
加藤 満子会長	次にその他の伝達事項などが事務局からあれば願いたい。
相談支援係長	<市内事業所の事故報告>
加藤 満子会長	切ない事故が起きた。同様の事故が起きないように、皆で気をつけたいと思う。ほかに報告事項はあるか。
相談支援係長	<11月2日現在までの虐待件数報告>
加藤 満子会長	事務局からの報告に対して意見などはないか。では、せっくなので、柏児童相談所の鈴木委員から現状の報告をしてもらいたい。
鈴木 啓太委員	児童相談所では、児童虐待に関する対応をしている。かなりセンセーショナルに報道されることが多いので、印象に残ることも多いと思うが、実際の件数としても増加傾向にある。
	それから虐待リスクの中に、子どもに障がいがある、又は保護者に何らかの障がいがあると指摘されることもあるので、障がいに関しては、様々なサポートがあれば児童虐待という観点からも良いと思う。これからも引き続き支援に当たっていくので、今後も協力願いたい。
加藤 満子会長	野田市でも子ども家庭総合支援課を設置して支援に取り組んでいる。是非、連携を密にして、悲しい報告を聞かなくても済むように願いたい。ほかに事務局から何かあるか。
障がい者支援課課長補佐	前回の協議会の中で説明した事項についての経過及び障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例(案)に関して報告する。
	まず、前回の協議会において、医療的ケア児者支援のための協議の場を本協議会の専門部会として設置をすることで承認を得たが、本日の協議会の中で委員案を提案した上で、正式に設置することを予定していたが、ただ今、委員案について継続して検討中のため委員案の提案ができなくなった。
	次に地域生活支援拠点運営会議について、前回の協議会で設



<p>加藤 満子会長 吉岡 靖二委員</p> <p>障がい者支援課長</p>	<p>置の承認を得た後、8月及び10月の2回開催した。今後、おおむね2か月に1回、運営会議を開催することで地域生活支援拠点の運営状況の検証を図っていきたいと考えている。</p> <p>なお、基幹相談支援センターから実績報告を受けており、参考までに、相談件数では、この4月から9月までの上半期で、累計884件の相談に対応している。それから、緊急対応として短期入所で、6件の実績報告を受けている。</p> <p>続いて、冒頭に手話言語条例の制定について、手話の学習の際に触れたが、市で啓発パンフレットを作成したので、参考までに配布する。</p> <p>また、今年度制定予定の野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例（案）については、昨年度制定した手話言語条例と同様の構成をしており、第1条から第9条までの構成となる。その中で手話言語条例との相違点としては、障害者権利条約の意思疎通の定義、先進市の条例などを参考に第2条に定義を追加している。</p> <p>10月27日の野田市障がい者基本計画推進協議会において、条例案が承認されパブリック・コメントの実施手続を進めるところだが、第2条の定義の意思疎通手段の定義について、同協議会内で、野田市独自の条例として、例えば全国にも広まっているコミュニケーションボード、トーキングマットなどの表記を追加してはどうかとの御意見を受けた。確かに具体的な表記は分かりやすいところもあるが、御意見にあったコミュニケーションボード、トーキングマットなどの利用については、施策の中で進めていくものと考えている。</p> <p>条例案第7条において、手話言語条例と同様に施策の策定及び推進という項目があり、想定される事業として、例えば、トーキングマット又は簡易な文字表現を組み合わせたコミュニケーション支援の方法を図るなどとして考えている。</p> <p>事務局からの説明について質問などはあるか。</p> <p>これはいわゆる意思疎通推進条例ということになるのか。国が情報コミュニケーション支援法をまだ成立させていないという問題もあるが、千葉県では、障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例において、情報コミュニケーションという言葉を使用している。それが千葉県では唯一条例として手話だけではなく、いろいろな障がいのある人に対する意思疎通支援をするための手段をうたっているが、それに類した条例となるのだろうか、言葉として情報コミュニケーションを使用していない意思疎通推進条例を作成するということか。</p> <p>条例名については資料のとおり、野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例である。意思疎通に関する条例ということで、横文字ではコミュニケーションに関する条例になると思う。</p> <p>前段の話となるが各市町村がいろいろな条例を制定し、手話</p>
--	--

<p>吉岡 靖二委員</p>	<p>言語条例についても、手話に特化した条例を制定した自治体及び手話以外のコミュニケーションを併せた条例を制定した自治体もある。野田市の場合は、野田市手話言語条例と野田市障がいのある人の意思疎通に関する条例は、それぞれの目的を達した方がいいということもあり、二本立てで制定しようとしている。</p> <p>吉岡委員の御指摘のとおり、いわゆるコミュニケーションを推進するという趣旨は同じであるが、条例名としては、野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例ということで作業を進めている状況である。</p> <p>千葉県は早くから情報コミュニケーション支援法に類似した条例を作り、ろう者だけでなく、いわゆる重複障がい者や盲ろう者にも対応している。また確認にはなるが、どうしたところで、この条例を制定することになったのか。</p>
<p>障がい者支援課長</p>	<p>コミュニケーション支援の条例として、手話も含めたすべてのコミュニケーションをとるための手法を推奨する条例ということで、こちらの名称で進めている。</p> <p>また、条例については、県がするものと市がするものがあるいろいろありますが、協働すべきものとして、第6条に意思疎通手段の普及促進に当たっては、千葉県と連携を図るということを明確にうたっている。</p>
<p>小林 公平委員</p>	<p>円滑な意思疎通に関する条例という名前がとてもすばらしいなと思い聞いていた。障がいを専門にしていると、コミュニケーションが苦手という場合には、苦手になるいろいろな理由があり、一点目はコミュニケーションツールをどうするかということで、手話であったり、筆談であったりがそもそも難しいということ。そのような人に対してコミュニケーションボードを使ったりするが、このコミュニケーションツールのところをいろいろと探っていく必要がある、多様な人がいる中で家庭内の意思疎通ができたから終わりということではなく、コミュニケーション手段をいろいろと用意していく必要があると思う。</p> <p>もう一点は、コミュニケーションが苦手な人にとって、新規に相談に来るときはすごくストレスがかかった状態なので、ここでのコミュニケーションがすごく大切なのだと思う。コミュニケーションツールももちろん大切だが、緊張の高い状況下で、いかにその緊張度を下げてあげられるのか、安心して窓口に来られるようにするとかといった工夫が必要である。例えば、筆談マークを用意するといった障がいへの理解のアピールなどが当てはまる。</p> <p>また、手話の学習にもあったが、できないと言うこともすご</p>

障がい者支援課長	<p>く大切だと思う。ここはできない、これならできると何でもかんでもやるということではなく、できないと言ってあげられることも安心感に繋がるのではないか。</p>
加藤 満子会長	<p>小林委員の御指摘については、苦慮しながら条例案を準備した。コミュニケーションツールをどうするかあるいはツールだけではなく、意思疎通支援のための環境をどのように整備するかというのは、これからいろいろ検討する必要がある。</p> <p>もう一つ、小林委員の御指摘で、この条例によって少しでも啓発して、意思疎通支援を多くの方に知ってもらい、理解してもらうことのできる環境を作るというのが大事だと考えています。先ほどのツールと市役所内の環境につきましても、御意見を聞き、活発な意見交換の中で施策というのは決定されるものと思うので、是非今後も協力願いたい。</p>
柳下 信雄委員	<p>ほかに意見などはないか。ないようなので、その他の報告を終了する。せっかくなので、松戸公共職業安定所野田出張所の柳下委員から障がい者雇用の現状について、報告を受け情報共有したい。</p>
加藤 満子会長	<p>障がい者の雇用の前に全体的な数値を簡単に説明する。先週、9月の有効求人倍率は、全国で1.03である。これはリーマンショックのときくらい低い数値であり、昨年9月と比較すると全国が1.58なので、0.55ポイント低下している。</p> <p>千葉県全体では、令和2年9月が0.85で、昨年の9月が1.31なので、0.46ポイント低下している。なお、野田市では今年の9月の有効求人倍率が0.91、昨年9月が1.04とマイナス0.13ポイントと下がり幅は低いものの、全国よりも元来の数値が低いので、あまり参考にはならない部分もある。ただ、今年の5月の緊急事態宣言のときの有効求人倍率は、0.70だったため、そこから少しずつ事業所からの求人は増えており、0.91まで上昇している状況である。</p> <p>ただ、これは私見だが、事業所から求人があっても、いわゆる即戦力になる人ならば対応するけれども、そうでなければ少し控えるというような感覚で求人を出しているのかなという印象を受けることもある。そうなってしまうとどうしても、障がいのある人の雇用には結びつきづらい、また、お仕事探しに来る障がいのある人も、ハローワークに今までどおり気軽に来ることができない状況であるので、昨年から比べると、就職数は、かなり厳しい状態にある。</p> <p>今年度、松戸職業安定所が行っている障がい者の就職面接会も開催できておらず、今後、窓口に来る人一人一人の状況を確認しながら求人を提案して、就職に結びつけていきたいと考えている状況である。</p>
加藤 満子会長	<p>ところで、御既承かと思うが市役所の中に障がい者雇用室が開設され、現在、精神障がいのある人、発達障がいのある人、重度障がいのある人たちが就労している。本日は人事課長の山</p>

<p>山本 茂委員</p>	<p>本委員に障がい者雇用室の現状の説明を願いたい。</p> <p>前回にも少し説明したが、改めて障がい者雇用室の現状について説明する。市では、障がい者の雇用については、身体障がいのある人を対象とした職員採用を実施してきたが、知的障がい及び精神障がいのある人についての採用は実施していなかった。そこで市では、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、令和2年1月14日に障がい者雇用室を開設し、知的障がい及び精神障がいのある人を臨時的任用職員として雇用を開始し、この4月からは会計年度任用職員に移行している。</p> <p>障がい者雇用室では、当初は廃棄文書のシュレッダー業務、文書の封入業務、公用車の洗車業務から開始し、順次業務を拡大している。将来的には各所属内での事務作業実施を経て、各階の配置を目指している。</p> <p>障がい者雇用室における雇用人数は現在5人である。8月には、1人の重度知的障がいのある人を採用し、現在、更に1人の重度知的障がいのある人の実習を行っており、11月中には会計年度任用職員として雇用する予定である。今後順次2人の実習を行い、障がい者雇用室における会計年度任用職員を今年度中に合計8人とする予定である。障がい者雇用室は一時的な訓練の場としてではなく、随時業務の拡大を図りながら、市役所全体が継続的な職場となるように努め、障がいのある人が、市役所で働きたいと感じられ、長く働けるように、職場環境の整備を図りながら、障がい者雇用を進めていく。</p>
<p>加藤 満子会長</p>	<p>説明感謝する。それでは、定刻となったため本協議会を終了する。</p> <p>午後3時30分閉会を宣言する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>